するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の住所、生年月日及び基礎年金番号

二　退職共済年金の年金証書の年金コード

三　障害の状態に該当するに至った加給年金額の対象者である子の氏名及び生年月日

四　障害の原因となった疾病又は負傷の傷病名

五　障害の状態に該当するに至った年月日

2　前項の届書には、加給年金額の対象者である子の障害の状態に関する診断書を添えなければならない。

附則第十七条第一号中「、性別」を削り、同条第三号中「、生年月日及び基礎年金番号」を「及び生年月日」に改める。

附則第十八条第一項第一号中「、性別」を削り、同条第二項中「第三号」の下に「及び次条」を加え、同項第一号中「、性別」を削り、同項第三号中「年月」を「年月日」に改め、同条第三項中「年月を」を「ことを」に改める。

附則第十九条第一項中「廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金であって加給年金額の支給が停止されている」を削り、同項第一号中「、性別」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「配偶者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金を受けることができなくなったこと又はその全額につき支給を停止されることとなったことを明らかにすることができる書類

三　前項に規定する場合に該当するときは、加給年金額が加算された年金の全額につき支給を停止されることとなったことを明らかにすることができる書類

附則第十九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　廃止前農林共済法第三十八条の二第三項の規定により、廃止前農林共済法第三十八条第一項に規定する加給年金額の支給が停止されている退職共済年金の受給権者は、加給年金額が加算された年金についてその全額につき支給を停止されることとなったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　退職共済年金の年金証書の年金コード

三　加給年金額が加算された年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を停止されることとなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

附則第二十一条第一項第一号中「、性別」を削り、同項第四号中「、生年月日及び基礎年金番号並びに」を「及び生年月日、」に改め、「当該」を削り、「続柄」の下に「並びにその者が引き続き受給権者によって生計を維持している旨」を加え、同項第六号中「若しくは番号」の下に「並びに配偶者の基礎年金番号」を加え、同条第二項中「前項第六号に該当するときには、当該年金証書又はこれに準ずる書類の写し」を「次の各号に掲げる書類等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにすることができる書類

三　加給年金額の対象者があるときは、その者と当該受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

四　加給年金額の対象者があるときは、その者が受給権者によって引き続き生計を維持していることを明らかにすることができる書類

五　加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であって、厚生労働大臣が指定する者以外のものがあるときは、その障害の状態に関する診断書

附則第二十一条第三項を次のように改める。

3　第一項の届出は、退職共済年金の受給権者が同時に国民年金法第二十条第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第十一条第二項の規定によって支給が停止されている老齢基礎年金の受給権を有し、当該老齢基礎年金についてその支給を停止すべき事由が消滅した場合においては、国民年金法施行規則第十七条の七第一項の届出に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の届書に記載することとされた事項及び前項の規定によって第一項の届書に添えなければならないこととされた書類等のうち同令第十七条の七第一項の届書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の届書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

附則第二十一条第四項を削る。

附則第二十二条第一項中「平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令」を「平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令」に改め、同項第一号中「、性別」を削る。

附則第二十三条第一項第一号中「、性別」を削り、同項第四号中「、性別、生年月日及び基礎年金番号」を「及び生年月日」に改め、同項第六号中「若しくは番号」の下に「並びに配偶者の基礎年金番号」を加える。

附則第二十四条第一号中「、性別」を削る。

附則第二十五条第一項第一号中「、性別」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　障害の原因となった疾病又は負傷の傷病名及び障害共済年金の支給を受ける権利を有することとなった年月日

附則第二十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　加給年金額の対象者（廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する配偶者をいう。以下本条、附則第二十六条及び附則第二十八条の二において同じ。）があるときは、その者の氏名、生年月日及び基礎年金番号並びにその者が請求者によって生計を維持している旨

附則第二十五条第一項第五号中「（廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する配偶者をいう。次条及び附則第三十一条において同じ。）」を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる書類等」を「その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び障害共済年金の年金証書」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　加給年金額の対象者があるときは、その者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

附則第二十五条第二項を次のように改める。

3　第一項の請求は、障害共済年金（障害等級の二級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る。）の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合においては、国民年金法第三十四条第二項の規定による請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4　第一項の請求は、障害共済年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る。）の受給権者が同時に当該障害共済年金の受給権を有する場合であって、国民年